

登米市DX推進支援業務 仕様書

1 業務名 登米市DX推進支援業務

2 業務目的

本市では、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と庁内業務の効率化を図るためデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図ることとしている。

本業務は、庁内業務の現状を調査し、その分析結果をもとに、本市が取り組むべきDX推進の方向性を検討し、「登米市DX推進計画案」の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

4 支払方法 業務完了後の支払いとする

5 業務の内容

（1）庁内業務調査と分析業務

① 調査方法

ア 全庁を対象として、既存業務の洗い出しを行ない、業務毎の手順・頻度・業務に係る時間・媒体（紙、データなど）・利用システム・体制について、ヒアリングシートやアンケート等により現状を把握し、業務の効率化や業務プロセスに対する課題抽出を行なうこと。

イ 調査方法は、日常業務の支障とならないよう効率的、効果的に実施するよう手段等を工夫して実施すること。

②調査の対象業務は、次の庁内事務とする。

ア 庁内・庁外からの照会事務に関すること（回答に要する情報の種類、集計・分析に要する時間など）

イ 住民窓口業務に関すること（証明書等の発行事務及び相談業務に係るデータ入力作業、集計業務など）

ウ 庁内共有システムに関すること（グループウェア、財務会計、文書管理システムの操作など）

なお、調査対象業務の選定にあたっては、国が示す自治体DX推進計画の趣旨を鑑みて決定すること。

（2）業務改善提案

①（1）の調査結果から、現行業務の可視化及び、課題の整理・改革案の検討を行い、デジタル化による効果が見込まれる業務内容を取りまとめ、実施効果を試算すること。

②上記の業務分析内容は可視化データとして取りまとめた上で、デジタル技術の導入による改善策は業務改善企画案として提案すること。

- (3) 登米市DX推進計画案の策定支援
 上記(1)(2)の内容を含めた情報収集と分析を行い、令和5年度に策定予定としている登米市DX推進計画案の策定に向けた支援を行うこと。
- (4) その他
 その他、必要に応じ、DXの推進に関する職員に対する説明会の開催や委託者に対する助言及び支援を行う。

5 成果物

- (1) 納品物件は以下のとおりとし、正・副本各1部及びCD-R等の電子媒体で納品することとし、成果物の内容は、グラフや表を活用し視覚的に見やすくわかりやすいものとなるよう工夫すること。

内容	成果物
庁内業務調査	庁内業務調査及び分析報告
業務改善提案	業務改善企画案
登米市DX推進計画案の策定支援	DX推進計画に関する提案資料
その他支援	市が必要とする資料
附帯資料	打合せ会議録等

- (2) 納品場所
 登米市役所 まちづくり推進部 まちづくり推進課 スマート行政推進係

6 留意事項

- (1) 本業務の実施に先立ち工程表を作成し、委託者に提出することとし、業務の進捗状況報告は速やかに行ない、打合せの内容は随時記録すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議し定めるものとする。
- (3) 本業務委託で作成された成果物に関する全ての所有権は本市に帰属すること。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (5) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (7) 業務が完了した場合、委託者に通知を行い、検査を受けなければならない。検査の結果修正が必要な場合は、速やかに委託者の指示に従い行うものとし、それに要する費用は受託者の負担とする。